

秋田市地方就職学生支援事業助成金交付要綱

〔 令和 6 年 3 月 29 日 〕
〔 市 長 決 裁 〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東京圏の大学を卒業して、本市への移住を伴う市内企業に就職する学生を支援するため、秋田市地方就職学生支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第 2 条 この要綱において「東京圏」とは、秋田市東京圏移住支援事業補助金交付要綱（平成31年 3 月 28 日市長決裁）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する区域をいう。

(助成対象者)

第 3 条 助成金の交付の対象となる者は、申請時において次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件

ア 移住元に関する要件

(ア) 大学又は大学院（以下、「大学等」という。）の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内のキャンパスに在学（原則 4 年以上、ただし大学院の場合は 2 年以上）し、当該大学等を卒業・修了している、又はその見込みであること。

(イ) 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件

(ア) 本市に移住したこと。又は、勤務地が秋田県内に所在する企業に就職が内定していること。

(イ) 申請時において、大学等の卒業・修了日から 1 年以内かつ就業開始日から 1 年以内であること。ただし、在学中に申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前 1 年以内であること。

(ウ) 本市に移住し、第 7 条に規定する申請の日から 1 年以上継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に申請する場合は、卒業後次号に規定する企業に就職し、転入日から 1 年以上継続して本市に居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

(ア) 申請時に、 $A \rightarrow K \overset{あ}{I} \overset{き}{T} \overset{た}{A}$ 登録を行っていること。

(イ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(ウ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(エ) その他秋田県又は本市が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

ア 就業先に関する要件

(ア) 勤務地が秋田県内に所在する企業等に、(1)アの要件を満たす大学等を卒業・修了してから1年以内に就職している、又はその見込みであること。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(エ) 官公庁等（第三セクターのうち地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

イ 身分に関する要件

国家公務員でないこと

ウ 就業条件等に関する要件

(ア) 原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、農林水産業を含む家業への就業等はこの限りではない。

(イ) 本市を中心とした勤務を基本とする採用であること。

(ウ) 東京圏への勤務を前提としない採用であること。

(エ) 在学中に申請する場合は、これらの条件に該当する者として採用される予定であること。

2 前項の規定にかかわらず、過去にこの要綱による助成金の交付を受けた者は、助成金の交付を受けることができない。

（助成金の対象経費）

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、秋田県内を勤務地とする事業所への就業を目的としたインターンシップ、業界研究会、企業説明会および採用試験等（以下、就職活動等）にあたり、申請者の住所地から就職活動等の会場までの往復の移動に要した交通費のうち、次の各号に掲げる経費とする。

(1) 鉄道賃

- (2) 航空賃
 - (3) 高速バス料金
 - (4) 船賃（車両を輸送した場合の船賃は除く。）
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める公共交通機関による移動に係る経費
- （助成金の範囲）

第5条 市長は、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

（助成金の金額）

第6条 助成する金額は、第4条に規定する対象経費の1／2以内の金額とし、上限を17,220円とする。ただし、対象経費の1／2に相当する金額が、上限額に満たない場合は、当該経費の額を交付する。

2 助成金の交付額の計算においては、1円未満を切り捨てることとする。

（助成金の交付申請）

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、秋田市地方就職学生支援事業助成金申請書（様式第1号）および同意書兼誓約書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、申請期間は4月1日から翌年の2月末日までとする。

(1) 共通

- ア 写真付き身分証明書の写し
- イ 交通費の対象経費に係る領収書の写し
- ウ 移住元（在学中にあっては、現住居）の住民票又は住民票の除票の写し（東京圏での居住期間が確認できるもの）
- エ 振込先（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものの写し

(2) 卒業・修了後に申請する場合

- ア 卒業・修了証明書（卒業・修了日以降就業開始日が1年以内のもの）の写し
- イ 就業状況証明書（様式第3号）

(3) 在学中に申請する場合

- ア 在学証明書および卒業見込証明書等の写し（在学期間および卒業年度、卒業見込であることの確認が取れるもの）
- イ 内定証明書（様式第4号）

(4) 前各号のほか、市長が必要と認める書類

（助成金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、当該申請書の提出があった日から起算して14日以内に助成金の交

付の可否を決定し、交付することを決定したときは秋田市地方就職学生支援事業助成金交付決定通知書（様式第5号）により、交付しないことを決定したときは秋田市地方就職学生支援事業助成金不交付決定通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

（助成金の交付の条件）

第9条 市長は、前条の規定により助成金の交付を決定するときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) この要綱および関係法令を遵守すること。
- (2) 補助金の適正な執行に必要な範囲で、世帯員の住民基本台帳の情報を市が閲覧すること、就労に関する要件の確認のため雇用先企業に市が連絡することに同意すること、および市長が報告、調査等が必要と認めるときは、これに協力すること。
- (3) 第12条に規定する要件に該当する場合は、市長が承認する場合を除き、補助金を返還すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項。

（助成金の請求および交付）

第10条 第8条の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき助成金の交付を行うものとする。

（是正のための措置）

第11条 市長は、補助事業の遂行に関し、必要があると認めるときは、交付決定者に対して必要な報告を求め、又はこれに適合させるための措置を求めることができる。

（助成金の返還）

第12条 市長は、交付決定者が、次に掲げる要件に該当する場合は、助成金の交付の決定を取り消し、秋田市地方就職学生支援事業助成金返還請求書（様式第8号）により、期限を定めてその全額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、本人の病気その他やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りではない。

- (1) 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合。
- (2) 在学中に申請する場合は、申請日から1年以内に、要件を満たす職への就業を行わなかったとき。
- (3) 在学中に申請する場合は、申請日から1年以内に、本市に転入しなかったとき。ただし、申請時において既に本市に住民票がある場合を除く。

(4) 就業開始日から1年以内に、要件を満たす職を辞した場合。ただし、退職日から起算して3か月以内に第3条第1項第2号の要件を満たす、別の企業に就業する場合を除く。

(5) 本市へ転入した日から1年以内に市外へ転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする。

(電磁的处理等)

第13条 この要綱の規定により書類、書面その他の有体物（以下「書類等」という。）を提出しようとする者は、当該書類等又は当該書類等に記載すべき事項を電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、申請者の使用に係る電子計算機であって当該市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信することができる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により提供することができる。この場合において、当該書類等又は当該書類等に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用して当該書類等を提供した者は、当該書類等を提出したものとみなす。

2 前項の規定による書類等の提出は、市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市に到達したものとみなす。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行し、この要綱の施行後に申請した者について適用する。

附 則

この要綱は、令和8年6月23日から施行し、この要綱の施行後に申請した者について適用する。